

## 国際呼吸保護学会日本支部 会則

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 本組織は、国際呼吸保護学会（以下、本部と言う）の地域支部であり日本支部（以下、支部と言う）と称する。英語名は The Japan Section of the International Society for Respiratory Protection（略称：The ISRP Japan Section）とする。

#### (目的)

第2条 支部は、本部の目的及び方針に沿って、呼吸保護に関する技術の調査及び研究を促進し、また情報の収集、交換を通じて会員の呼吸保護に関する知識を深めることを目的とする。

#### (事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本部から送られてきた情報の会員への伝達
- (2) 本部発行の機関誌等の配布及び支部機関誌の発行と配布
- (3) 本部及び支部ホームページによる支部の活動の広報
- (4) 国際会議への協力
- (5) 研究発表会の開催
- (6) 研究技術開発促進のための表彰制度の実施
- (7) その他、支部の目的遂行に必要な事項

#### (事務局)

第4条 支部は、その事務所を東京都内に置く。

2 事務局は支部の会員の管理、事業の実施及び会計を司る。

### 第2章 会 員

#### (会員)

第5条 会員の資格、期間、権利、義務及び種類は次の通りとする。

##### (1) 会員の資格

呼吸保護の分野に従事する又は関心をもつ個人及び団体で正規の手続きにより支部に入会が認められたもの。支部の会員は、自動的に本部会員となる。

##### (2) 会員の期間

会員の期間は4月1日から翌年3月31日とする。

##### (3) 個人会員の権利と義務

- ①本部及び支部行事への会員会費での参加

②本部ホームページ内の会員専用サイトへのアクセス権

③本部及び支部機関誌のハードコピー1部の受領

④役員への就任

⑤本部副会長の選挙及びその他選挙への投票

⑥本部及び支部の会則の遵守

⑦その他、個人会員の権利と義務に関して本部で定めた事項

(4) 団体会員の権利と義務

①団体会員に所属するもののうち2名は個人会員として登録できる。この2名は第5条(2)の権利が与えられる。

②本部機関誌への団体ロゴの掲載

③団体会員のホームページへのリンクが付いた団体ロゴの本部ホームページへの掲載

④当学会ロゴの使用

⑤団体会員に所属するものの本部及び支部のイベントへの会員会費での参加

⑥本部及び支部の会則の遵守

⑦その他、本部で定めた事項の遵守

(5) 会員の種類

支部の会員は、名誉会員、優待会員、個人会員、団体会員(P1及びP2)、及び学生会員の5種類とする。以下「会員」と称する。

①名誉会員

名誉会員は、呼吸保護分野で顕著な業績を上げた会員の中から、支部理事会が会長に推挙し、会長が本部理事会に諮って承認を得たものとする。役員への就任及び投票する権利以外は、個人会員の全権利及び特典を与えられるものとする。会費の納入は免除される。その他、本部会則による。

②優待会員

優待会員は、呼吸保護分野の活動から退いた会員の中から支部理事会が本部理事会に推薦し、本部理事会が承認して会長の同意を得たものとする。役員への就任及び投票する権利以外は、個人会員の全権利及び特典を与えられるものとする。会費の納入は免除される。その他、本部会則による。

③個人会員

個人会員は、会員資格を有する者で会費を納入した個人とする。

④団体会員

団体会員は、法人企業、個人企業、公的な機関、学術的な団体、その他の呼吸保護に関連する分野で直接又は間接的に活動する団体で、かつ会費を納入した団体とする。

⑤学生会員

学生会員は、大学又は専門学校に在学しているものとする。役員への就任及び投票する権利以外は、個人会員の全権利及び特典を与えられるものとする。会費の納入は免除される。

(入会)

第6条 支部に入会しようとするものは、所定の入会申込書を支部に提出し、理事会が承認する。支部へ入会したものは、自動的に本部会員となる。

(退会)

第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

退会した会員は、支部に対するすべての権利を失う。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 会費を滞納し、かつ、督促を受けてもなお納入しないとき。
- (3) 会員の資格を失ったとき。

(会費)

第8条 会費の納入は次の通りとする。

- (1) 会費は、本部が定める学会費と支部運営のための追加費用を合わせた額を年会費として支部に納入する。
- (2) 会費は4月1日から同年6月30日までに納入しなければならない。
- (3) 会員は所定の会費を期間内に納入しなければならない。
- (4) 年度途中の入会は1年分の会費を払わなければならない。
- (5) 会費年額は細則に定める。
- (6) 既納の会費は、いかなる理由があっても払い戻しをしない。
- (7) その他、臨時会費は会合等の必要に応じて支部長が定める。

(表彰)

第9条 会員の表彰については細則に定める。

### 第3章 役員及び外部監査員

(役員の種類及び定数)

第10条 役員の種類及び定数は以下の通りとする。

- (1) 支部には次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	3名以内
理事	若干名（事務局担当理事を含む）
監事	2名以内

- (2) 役員の中から本部理事を選出する。本部理事の定数は本部会則による。支部長は本部理事となる。

(役員の選出)

第 11 条 役員の選出は以下による。

- (1) 理事の選出は、日本国内に居住する会員の中から理事会が推薦し、総会の承認による。
- (2) 支部長、副支部長、事務局担当理事及び監事は、理事会の互選により選出する。
- (3) 本部理事の選出は、理事会が候補者を募集し、会員の投票による。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は 2 年とする。
- (2) 本部理事の任期は 4 年とし、2 年ごとの半数改選とする。
- (3) 上記の役員の留任及び再選は妨げない。
- (4) 補欠又は増員のため選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 13 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、その会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長の定めるところにより支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その会務を代行する。
- (3) 理事は理事会において、会務の執行に関する事項を審議決定する。
- (4) 本部理事は支部を代表して本部理事会に参加し、本部と支部の間の連携に当たる。
- (5) 監事は支部の事業及び会計を監査し、総会において監査報告を行う。

(外部監査員)

第 14 条 本部規約に従って、次の通り外部監査員をおく。

- (1) 外部監査員は、会員外の有識者とする。
- (2) 外部監査員は、支部長の推薦を受け、理事会が承認した者とする。
- (3) 外部監査員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 外部監査員は、監事と共に支部の会計を監査する。

## 第 4 章 総会、理事会及び委員会

(総会の開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。総会は、支部長が召集し、議長となる。

- 2 通常総会は、年 1 回、開催するものとする。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 5 分の 2 以上から請求が

あったときに開催する。

- 4 総会の開催に際しては少なくとも開催日の 30 日以前に、議事事項を記して会員に通知する。

(総会の成立)

第 16 条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって可決とする。
- 3 会員は、委任状をもって出席に代えることが出来る。

(総会の議事)

第 17 条 総会に報告及び付議すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 監査報告
- (4) 会則の変更
- (5) 役員の選出
- (6) 会員の 5 分の 2 以上が請求した事項
- (7) その他、理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第 18 条 理事会は、支部長が召集し、議長となる。

- 2 理事会は役員で構成される。
- 3 理事会は、支部長、副支部長及び理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事はその過半数の賛成をもって可決とする。副支部長、理事は委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 理事会は会務について審議する。
- 5 監事は、理事会に出席し、かつ発言することができる。ただし、議決権は持たない。

(委員会)

第 19 条 理事会は、活動促進のために委員会を設置することができる。

- 2 各委員会を構成する委員は、理事会により指名する。
- 3 常設の委員会として編集委員会、ホームページ管理委員会をおく。
- 4 各委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
- 5 編集委員会は、会誌“呼吸保護”の発刊、その他印刷物の発行等、支部の事業に必要な業務を行う。
- 6 ホームページ管理委員会は、支部ホームページの作成、運営等、支部の事業に必要な業務を行う。

## 第5章 会計

### (事業年度)

第20条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (経費)

第21条 支部の経費は、会費及びその他の収入による。

### (既納の会費)

第22条 既納の会費は、いかなる理由があっても払い戻しをしない。

## 第6章 その他

### (帳簿等の閲覧)

第23条 支部の帳簿及び記録は、会員から申し出があった場合閲覧させるものとする。

### (旅費規程)

第24条 支部の総会、理事会及び研究発表会への出席者に対する旅費は、支給しないものとする。ただし支部長が本部及び支部の理事会に出席するために要する旅費が10,000円を超える場合には、理事会で審議し決定する。

### (会則の改廃)

第25条 会則の変更、改廃は全て総会の決議によって決定する。

### (会則の施行)

第26条 この会則は2017年4月1日から施行する。

2019年5月9日 一部改定

## 会費細則

会費は、次表による。

表 1 ISRP 日本支部の会員の種類と年会費

日本支部の会員の種類	支部会費(円) 本部会費を含む
団体会員 P1 (呼吸用保護具製造・輸入・販売者)	120,000
団体会員 P2 (上記以外の団体)	75,000
個人会員	10,000
名誉会員、優待会員	免除
学生会員	

2017年4月1日制定

## 表彰細則

(賞の名称)

第1条 支部は奨励賞を設置する。

(受賞対象者)

第2条 受賞対象者は、国際呼吸保護学会世界大会において研究発表をするもののうち、教育機関又は非営利団体に属する若い研究者で、優れた研究発表を行うものとする。

(受賞者の選定)

第3条 理事会により委任された奨励賞選定委員が、直近の開催予定の国際会議に発表を登録したものの中から、第2条の条件に合致する1名を選定する。この選定は国際会議の開催前に行い、本人に事前に通知する。

(賞金と授与)

第4条 本賞を授与されるものが発表する国際会議の表彰懇親会において、支部長から表彰状と金100,000円を授与する。

(賞の原資)

第5条 本賞の原資は支部の一般会計の支出として取り扱う。

(受賞者の責務)

第6条 本賞を受賞したものは、受賞対象となった研究を本部機関紙である *Journal of International Society for Respiratory Protection* 又は日本支部機関紙である「呼吸保護」に論文として投稿することを求められる。

2017年4月1日制定